

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

— 保護を申請されるかたに —



せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。
もし分からないことがあれば気軽にお問い合わせください。

もりやましふくじむしょ
守山市福祉事務所

もりやましくしよけんこうふくしせいさくか
守山市役所健康福祉政策課

ところ 〒524-8585 もりやまじよしみ にちようめ ばん ごう
守山市吉身二丁目5番22号

でん わ 電 話 077-582-1123

れいわ ねん がつ こうしん
令和4年9月 更新

● 生活保護とは

日本国憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念を
具体化した生活保護法に基づくもので、「生存権」を保障する国の制度です。

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、困窮
状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した
生活が送れるよう支援することを目的としています。



● 相談から保護開始までの流れ

生活保護を受給するためには次の手続きが必要となります。

- ① **相談**
守山市福祉事務所に、お困りの内容を相談してください。
- ② **申請**
申請意思のあるかたは、生活保護を受給するための申請書類を提出します。
- ③ **調査**
守山市福祉事務所の職員が生活や資産の状況などを調査し、生活保護が受給できるかを審査します。
- ④ **保護開始**
保護が決定したら、保護費の支給が始まり、ケースワーカーによる支援が開始されます。

つき次に①～④について詳しく説明します。

① 相談（生活にお困りになったら…）



生活に困っている、生活保護を受給したいと思ったら、

守山市福祉事務所に気軽に相談してください。相談時には、

生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認

いたします。プライベートな部分もあるので、お話は可能な範囲で構いません。

また、来所だけでなく、電話での相談も可能です。相談の中で、生活保護の制度

について詳しく説明しますので聞いてください。生活保護の受給を希望する

場合は申請してください。

② 申請（意思があればどなたでも）

生活保護は本人の意思で申請します。（市役所に申請書類

を提出）また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産

状況を確認できる資料を求めることもあります。



※急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、守山市福祉

事務所に職権（事務所判断）で生活保護の受給を開始する場合があります。

③ 調査（調査内容と制度について）

生活保護の決定に関することについて説明していきます。

●資産との関係



生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに

資産の調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、

高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、

その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。なお、

居住用の土地家屋については原則として保有が認められますが、処分価値が

利用価値と比べて著しく大きいものは、保有が認められない場合もあります。

なお、個別の事情によって、自動車やオートバイの保有が認められる場合も

ありますので、相談してください。

●能力の活用



働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く

必要があります。ただし、病気、けが、その他の理由で働

けないかたは、その問題の解決を優先します。

●^{ふようしょうかい}扶養照会について

^{ふようしょうかい}扶養照会とは、^{おや}親、^こ子ども、^{きょうだいしまい}兄弟姉妹などの^{しんぞく}親族に対し、^{ふよう}扶養（^{かのう}可能な^{はんい}範囲の^{えんじょ}援助）の^{かのうせい}可能性を^{ちようさ}調査するものです。

なお、^{えんじょ}援助可能な^{しんぞく}親族がいることによって、^{せいかつ}生活^{ほご}保護を受^{じゅきゅう}給できないという
ものではありません。

また、DV（^{かてい}家庭内^{ぼうりょく}暴力）、^{ぎゃくたい}虐待、^{かんけい}関係不良、^{おんしん}音信不通など特別な^{じじょう}事情が
ある^{ばあい}場合には、^{しんぞく}親族への^{ちようさ}調査を見^み合わせることもあるため、^{そうだん}ご相談ください。

（^{そうだん}ご相談しにくい場合は最後の^{ばあい}ページの^{さいご}申出書^{もうしでしょ}をお使^{つか}いください。）

●^{せいど}ほかの^{かつよう}制度の活用

^{せいかつ}生活保護以外にも^{ねんきん}年金、^{かくしゆてあて}各種手当、^{いりよう}医療費助成、^{しゃかい}社会保障制度な
ど、^{せいかつ}生活を^{ささ}支えるための^{こうてき}さまざまな^{せいど}公的な^{かつよう}制度があります。^{かのう}活用可能
な^{せいど}制度がある^{ばあい}場合には、^{ゆうせん}それらを^{かつよう}優先して活用していただきます。



●^{げんそく}原則として^{せいかつ}生活保護を受^ご給できないかた

- ^{ぼうりょく}暴力^{だんいん}団員（^{ぼうりょく}暴力^{だんいん}団員であることが^{はんめい}判明した場合は、^{ばあい}申請を^{しんせい}却下します。）
- ^{ろん}ローン^{つき}付き^{じゅうたく}住宅を^{ほゆう}保有しているかた（^{へんさい}ローン返済^{きかん}期間が^{たんきかん}短期間で、^{へんさい}返済額も
^{しょうがく}少額である^{ばあい}場合などは^{のぞ}除きます。）
- ^{かこ}過去に^{ねんきん}年金^{たんぼ}担保^{かじつけ}貸付^{りよう}を利用するとともに^{せいかつ}生活保護を受^ご給していたかたで、
^{さいど}再度^{ねんきん}年金^{たんぼ}担保^{かじつけ}貸付^{りよう}を利用しているかた

●生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護を受給できるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費、住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、年金、手当、仕送りなども含みます。）を比較して判定します。次の図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を受給し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合は、生活保護を受給できません。

(例)

さいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい けってい 最低生活費 （世帯の人数や年齢などによって決定されます。）	
せたい しゅうにゅう きゅうりょう ねんきん てあて しおく 世帯の収入 （給料、年金、手当、仕送りなど）	ふそく さいかつひ 不足してしまう生活費



せいかつほごひ
生活保護費

※毎月の保護費は、世帯員の年齢や人数、冬季の暖房費、家賃額、その世帯の収入額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

※生活保護は「世帯単位」で受けることが原則です。世帯とは「一緒に居住していて、生計をともにしている」状態のことをいい、血縁関係や婚姻関係になくても原則、世帯と認定されます。ただし、一緒に居住していても、別世帯として認定される場合もあります。

● 結果通知

以上のような調査が行われ、守山市福祉事務所に申請した日から原則として、14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長で30日以内）に生活保護を受給できるかどうかの結果を通知します。

④ 保護開始（生活保護が始まったら）

生活保護が決定したかたは、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行っていきます。

● 生活保護の種類

生活保護は、次の8つの扶助があり、国が定めた基準によって、世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

① 生活扶助

衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用。個人の年齢や世帯の人数などで決まります。

② 住宅扶助

家賃、地代などの費用。



③ 教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用。



④ 医療扶助

病院などの受診や薬にかかる費用。（健康保険が適用される範囲に限ります。）



⑤ 介護扶助

かいご サービスを利用するための費用。



⑥ 出産扶助

しゅっさん 出産にかかる費用。



⑦ 生業扶助

こうとうがっこう 高等学校にかかる費用や 就職するために必要となる費用。



⑧ 葬祭扶助

そうさい 葬祭に必要な費用



※扶助の支給額には、一定の限度額が定められていますので、注意してください。また、上記の扶助以外にも臨時的な一般生活費として、一時的な扶助が必要に応じて受けられます。

※生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際には、新生活の立ち上げに

必要な費用を支援するための費用として「進学準備給付金」が支給されます。

※安定した職業に就いたこと等により、生活保護を必要としなくなった

かたには、自立の促進を図るため「就労自立給付金」が支給されます。

..... お問い合わせ・相談先 と あ そうだんさき

○ケースワーカー

ケースワーカーは、生活保護を受給するかたが困っていることの解決や自立を
目指すうえで、どうしていくとよいかを一緒に考え、手助けします。また、
生活状況の確認や相談に応じるために定期的に
お住まいを訪問します。



生活で何か問題があれば、遠慮なく相談してください。

なお、個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

○民生委員

各地域には、生活に困っているかたの相談に応じ、必要な援助を行う民生
委員さん（厚生労働大臣が委嘱）がいます。福祉事務所と協力関係にありま
すので、近くの民生委員さんにも、お気軽に相談してください。

もりやましふくしじむしょ
守山市福祉事務所

もりやましやくしよけんこうふくしせいさくか
守山市役所健康福祉政策課

ところ 〒524-8585 もりやましよしみ にちようめ ばん ごう
守山市吉身二丁目5番22号

でん わ
電 話 077-582-1123

年 月 日

扶養照会に関する申出書

守山市福祉事務所長 あて

氏 名 _____

私には、以下の扶養義務者がいます。

氏 名	生年月日	住 所	下記に該当 する場合そ の番号	左欄が⑧、⑩、⑪の場合は その理由

- ① DV等によるもの
- ② 生活保護を受けている者
- ③ 社会福祉施設入所者
- ④ 長期入院患者
- ⑤ 主たる生計維持者ではない非稼働者（家庭の主婦など）
- ⑥ 未成年者
- ⑦ 概ね70歳以上の高齢者
- ⑧ ①～⑦と同様と認められる者
- ⑨ 当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られている等の著しい関係不良、一定期間（例えば10年程度）音信不通
- ⑩ ⑨のほか、扶養義務履行（仕送り）が期待できない者
- ⑪ ①～⑩に該当しないが、扶養照会をしてほしくない者